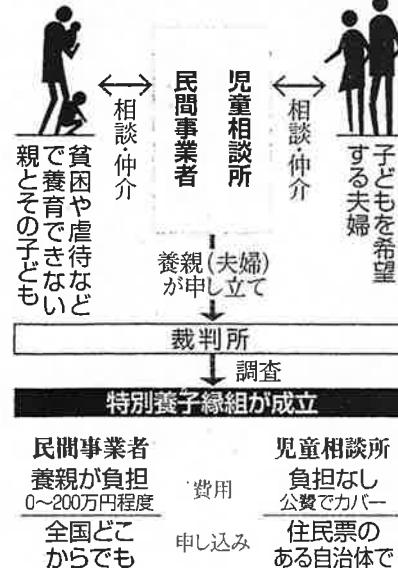


特別養子縁組が成立するまで



## あっせんの質確保 財政支援も必要

特別養子縁組に詳しい林浩康・日本女子  
大教授（社会福祉学）の話 児相での促進  
には限界がある。民間事業者の質を担保  
し、行政と連携していくことが現実的な対  
策だ。養親の費用負担に大きな差があるの  
も問題。あっせんの質や透明性を担保する  
法律と監査機関をつくった上で、民間事業  
者が実費徴収に頼らず運営できるよう財政  
支援が必要。児相は施設にいる子どもたち  
の縁組にも同時に取り組むべきだ。

# 子ども貧困

## 特別養子縁組「民間団体を許可制」参院委可決

# 養えぬ子託す選択

## 養親との仲介 民間に機動力

経験不足がある。

貧困や虐待などで保護を必要とする子どもは約4万6千人いるが、現状では約9割が児童養護施設などで暮らす。国は、より家庭的な環境での養育を増やそうと、5月に児童福祉法を改正。特別養子縁組と里親制度を重要な選択肢として明文化した。7月には特別養子縁組の利用促進のための検討会を立ち上げた。

仲介は児童相談所と民間事業者が行う。国は児相に期待するが、地域で差が大きい。背景に深刻な人手・

経験不足がある。  
最高裁判所や厚労省によると、昨年の特別養子縁組の成立件数は544件。07年（289件）から増加傾向だ。民間の仲介が増えており、団体数も22（昨年10月）と過去最多。

制度の普及に取り組む日本財團の高橋恵里子さんは、「制度が少しづつ知られるようになり、主に不妊治療に取り組む夫婦に関心が高まっている」と分析する。

民間事業者は敷居の低さと機動力が強みだ。一般社

員が、実の親が育てられない子どもが、安定した新たな家庭を得られるようにする仕組みとして「特別養子縁組」が注目され、増えている。悪質なあっせん（仲介）を排除するため、民間事業者を規制する法案が24日、参院厚生労働委員会で可決。早ければ今国会で成立する見込みだ。

特別養子縁組は、実の親が育てられない子どもと子どもを望む夫婦（養親）が、法的な親子となる制度。民法に規定があり、子の年齢は原則6歳未満が条件だ。

神奈川県の女性（27）は、生後1週間の女児を、養親になることを希望する夫婦に託し、特別養子縁組を結んだ。仲介する民間事業者にメールしたのは2014年。同居男性との子を妊娠し6カ月を過ぎていた。育てたかったが男性は「余裕がない無理」と感じなかった。建設会社に

## 生後1週間 お金がなくて…

勤め、前妻に子どもの養育費を月5万円払い、残りの月収約15万円と女性のアルバイト代5万円前後で生活していた。女性には生活費を補うため約200万円の借金もあった。つわりで働きなくなり、家賃の安いアパートに移ったが厳しさは増した。両親とは関係が悪く、頼れなかつた。携帯電話で「子ども」「育てられない」と検索。見つけた事業者のスタッフに「とにかくお金がない」と相談すると、福祉事務所や保健師への相談に付き添ってくれた。男性とは別居。出産後に働くようになるとまで生活保護を受けることになつた。「ちゃんとした仕事に就いて、借金もなければ自分で育てたかった。でも、子どもを迎えてくれた方や支援してくれた人がいなければ子どもはどうなつていたのかと思う」